

## 八潮市こども計画(第3期八潮市子ども・子育て支援事業計画)の策定について

### 1. 趣旨

「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度をもって終了することに伴い、新たな計画を策定する必要があります。

令和5年4月に施行されたこども基本法、同年12月に策定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、様々な施策を実施しています。

こども基本法第10条では、「市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、『市町村こども計画』を策定するよう努めることとし、既存の各法令に基づく、こども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができる」としています。

これを受け、本市では、策定済みである「子どもの貧困対策計画」を含む現行の「第2期子ども・子育て支援事業計画」について、その成果や課題を検証し、計画名を「八潮市こども計画」として一体的に策定します。

### 【八潮市子ども・子育て支援事業計画の変遷】

H22~26 年度 2010~14 年度	H27~31/R 元年度 2015~19 年度	R2~6 年度 2020~24 年度	R7~11 年度 2025~29 年度
次世代育成支援 行動計画（後期）	第1期子ども・ 子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て 支援事業計画 (子どもの貧困対策計画を含む)	次期計画 (こども計画)

## 2. 「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」の違い

子ども・子育て支援事業計画	こども計画
<p>「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の（ニーズ）量の見込みと確保方策を記載する。</p> <p>主に、乳幼児期、学童期における子どもと子育て当事者への支援策を展開する。</p>	<p>こども基本法に基づき策定される「こども大綱」は、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化したものとなり、市町村は、既存の各法令に基づく、こども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができる。</p> <p>こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでのライフステージに応じた切れ目ない支援策を展開する。</p>

## 3. 計画の骨子

八潮市子ども計画は、こども大綱の基本的な方針及び重要事項について勘案し、ライフステージに応じた切れ目ない支援策で構成します。

第1章 ライフステージ別の支援	第2章 ライフステージを通した施策
1 出産の希望実現	1 こどもの権利擁護・意見の反映
2 「子育て」と「子育て」の支援	2 居場所作り、社会的活動の参画支援及び、貧困、虐待等配慮を要するこどもへの支援
3 子ども子育て支援事業計画	3 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
4 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	4 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進
5 未来を切り拓くこども・若者の応援	
6 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	
7 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	

#### 4. スケジュール(予定)

	令和6年								令和7年		
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画策定	概要 ↔	骨子案 ←		素案			パブコメ ↔		最終案 ←		策定
八潮市子ども・子育て支援審議会		27日 ●				●			●		

#### 参考. 八潮市子ども・子育て支援事業に関する調査報告

令和6年1月18日(木)から令和6年2月8日(木)まで、子ども・子育てに関するニーズを把握するためニーズ調査を実施しました。

「就学前児童の保護者」の有効回収率は、52.4%、「小学生児童の保護者」の有効回収率は、54.1%でした。

	対象	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1	就学前児童の保護者	2,000	1,048 (内 web570)	1,048	52.4%
2	小学生児童の保護者	1,000	541 (内 web243)	541	54.1%